

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久慈市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岩手県久慈市長

公表日

令和7年7月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	○予防接種法((昭和23年法律第68号。以下「法」という。))による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 ①法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する事務 ②法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ③法第15条第1項の給付の支給を受ける権利に係る届出等(届出又は申出をいう。以下③において同じ。)の受理、その届出等に係る事実についての審査又はその届出等に対する応答に関する事務 ④法第28条の実費の徴収に関する事務
③システムの名称	①健康管理システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表の10項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 3 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第二条表中19項、20項、21項 2 利用特定個人情報省令第23条、第25条、第30条、第31条 (情報提供) 1 番号法第19条第7号 2 利用特定個人情報省令第14条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活福祉部 保健推進課
②所属長の役職名	保健推進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	久慈市総務部総務課行政文書係 〒028-8030 久慈市川崎町1番1号 電話0194-52-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	久慈市生活福祉部保健推進課 〒028-0014 久慈市旭町8-100-1 電話:0194-61-3315
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、個人番号及び本人情報のデータベースへの入力の際に特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する場合は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は年度ごとに管理し、指紋とパスワードによる認証によって限定するとともにアクセスログを記録する等、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等できるようアクセス制限を実施している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	I-5. ②所属長の役職名	保健推進課長 古山 誠	保健推進課長	事後	
平成30年12月27日	II-1. 対象人数	平成29年6月26日時点	平成30年7月18日時点	事後	
平成30年12月27日	II-2. 取扱者数	平成29年6月26日時点	平成30年7月18日時点	事後	
令和1年6月11日	II-1. 対象人数	平成30年7月18日時点	平成31年6月12日時点	事後	
令和1年6月11日	II-2. 取扱者数	平成30年7月18日時点	平成31年6月12日時点	事後	
令和1年6月11日	IV リスク対策	-	新様式への変更に伴い、「IVリスク対策」について記載	事後	
令和2年5月11日	II-1. 対象人数	平成31年6月12日時点	平成32年5月11日時点	事後	
令和2年5月11日	II-2. 取扱者数	平成31年6月12日時点	平成32年5月11日時点	事後	
令和3年6月22日	II-1. 対象人数	平成32年5月11日時点	令和3年6月22日時点	事後	
令和3年6月22日	II-2. 取扱者数	平成32年5月11日時点	令和3年6月22日時点	事後	
令和4年3月28日	I-1. ②事務の概要	-	以下を追記。 ○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年3月28日	I-1. ③事務の概要	-	以下を追記。 ④ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月28日	I-3. 法令上の根拠	-	以下を追記。 3 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年7月29日	II-1. 対象人数	令和3年6月22日時点	令和4年7月29日時点	事後	
令和4年7月29日	II-2. 取扱者数	令和3年6月22日時点	令和4年7月29日時点	事後	
令和5年6月21日	II-1. 対象人数	令和4年7月29日時点	令和5年6月21日時点	事後	
令和5年6月21日	II-2. 取扱者数	令和4年7月29日時点	令和5年6月21日時点	事後	
令和6年7月3日	II-1. 対象人数	令和5年6月21日時点	令和6年7月3日時点	事後	
令和6年7月3日	II-2. 取扱者数	令和5年6月21日時点	令和6年7月3日時点	事後	
令和7年6月20日	II-1. 対象人数	令和6年7月3日時点	令和7年6月20日時点	事後	
令和7年6月20日	II-2. 取扱者数	令和6年7月3日時点	令和7年6月20日時点	事後	
令和7年7月11日	I-1. ②事務の概要	-	以下を削除。 ○新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録・管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和7年7月11日	I-1. ③システムの名称	-	以下を削除。 ④ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和7年7月11日	I. 3 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の10の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表の10項 以下を削除。 3 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月11日	I. 4. ② 法令上の根拠	<p>(情報照会)</p> <p>1 番号法第19条第7号、別表第2の16の2、17、18、19の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p>(情報提供)</p> <p>1 番号法第19条第7号、別表第2の16の2の項</p> <p>2 別表第二省令第12条の2</p>	<p>(情報照会)</p> <p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第二条表中19項、20項、21項</p> <p>2 利用特定個人情報省令第23条、第25条、第30条、第31条</p> <p>(情報提供)</p> <p>1 番号法第19条第7号</p> <p>2 利用特定個人情報省令第14条の2</p>	事後	
令和7年7月11日	IV. 8 人手を介在させる作業	-	<p>3</p> <p>十分である (新様式への移行に伴い、新規追加)</p>	事後	
令和7年7月11日	IV. 11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	<p>3</p> <p>十分である (新様式への移行に伴い、新規追加)</p>	事後	